

第 6 章 大蔵大臣の行う金融機関等の検査

第 1 概 説

大蔵大臣は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について監視委員会に諮り、その意見を聽かなければならぬ（設置法第21条第1項）。

この規定は、大蔵大臣が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益との観点から、金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）に關し、検査の重点事項等検査の基本方針や検査の実施予定数等検査の基本計画について、監視委員会からの意見の聴取を大蔵大臣に義務付け、監視委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、大蔵大臣は、四半期毎に、金融機関等の検査の実施状況を監視委員会に報告しなければならず、監視委員会は、必要があると認めるとときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第21条第2項及び第3項）。

なお、平成6検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に關し、建議を必要とする問題点は認められなかった。

第 2 検査基本方針及び検査基本計画に関する提言

監視委員会は、大蔵大臣より、金融機関等の検査に係る「平成6検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について意見を求められたのを受け、監視委員会としての意見を述べた。

1 「平成 6 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」 の内容

平成 6 年 7 月 29 日付で、大蔵大臣より示された「平成 6 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」は、以下のとおりである。

平成 6 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

I 検査基本方針

金融機関・証券会社等を取り巻く経営環境は、金融・資本市場の自由化・国際化等の一層の進展に加え、いわゆるバブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等による影響から一層厳しい状況にあり、平成 5 検査事務年度（平成 5 年 7 月～平成 6 年 6 月）の検査結果においても、金融機関・証券会社等の資産内容や損益収支の大幅な悪化が顕著に現れている。

一方、金融制度改革の実施に伴い、金融機関の証券子会社及び証券会社の信託銀行子会社の設立も相次いでいる。

このような状況を踏まえ、平成 6 検査事務年度（平成 6 年 7 月～平成 7 年 6 月）における金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く）の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項として取り上げ、検査の的確な実施に努めるものとする。

(1) 金融機関等検査の重点事項

- ① 金融機関等の資産内容は、バブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等による不動産価格の低迷や融資先企業内容の悪化から延滞貸出金を多額に抱えるなど、未だ改善傾向にあるとはいえない状況にある。資産内容の悪化が金融機関等経営に与え

る影響が極めて重大であることに鑑み、金融機関等の健全性確保の観点から、引き続き審査管理体制を含めその実態把握に努める。

- ② 金融機関等の損益収支内容は、多額の延滞貸出金に伴う未収利息の発生に加え、不良貸出金等の償却により、経常利益は総じて低水準にある。このため、金融機関等の健全経営維持の観点から、金利の自由化の進展等に伴う金融機関等の経営に与える影響にも留意しつつ、損益収支内容の的確な把握に努める。
- ③ 金融機関等の内部事務管理体制については、依然として不適切な事務取扱いが認められるので、引き続きその整備・充実状況を把握し、それが有効に機能しているか等の点検に努める。
- ④ 金融の自由化・国際化の一層の進展に伴い、金融派生商品取引を含むオフバランス取引が急速に増加しており、これら取引に係るリスク管理体制の実態把握に努める。
- ⑤ 金融制度改革の実施に伴い、証券会社の信託銀行子会社の設立が相次いでおり、これら子会社の業務運営の実態把握に努める。

(2) 外国為替検査の重点事項

- ① 「外国為替及び外国貿易管理法」によって外国為替公認銀行に課せられている対外取引の適法性についての確認義務の履行状況を把握するとともに、その管理体制面の充実度についても点検する。
- ② 外国為替公認銀行の国際的信用の維持（健全性の確保）の観点から、金融派生商品取引を含む外国為替業務に係る諸リスク管理体制の実態把握に努める。

(3) 証券会社等検査の重点事項

証券会社等の財務内容は、株式市況の低迷等から受入手数料の

伸び悩み等、引き続き厳しい状況にある。また、系列ノンバンクの経営悪化から支援を余儀なくされているところも見られる。

このため、証券会社等の健全経営維持の観点から、これら関係会社の経営が親証券会社の経営に与える影響等をも考慮しつつ、証券会社等の財務内容の的確な把握に努める。

また、金融制度改革の実施に伴い、銀行の証券子会社の設立が相次いでいることから、これら子会社の業務運営の実態把握に努める。

II 検査基本計画

(1) 金融機関等検査の実施予定数

| | | | |
|---|---|-----|-------|
| 銀 | 行 | 60行 | |
| 信 | 用 | 金庫 | 231金庫 |
| 保 | 險 | 会社 | 10社 |
| | 計 | 301 | |

(2) 外国為替検査の実施予定数

| | |
|-----------------|-----|
| 外 国 為 替 公 認 銀 行 | 77行 |
| 商 社 等 | 3社 |
| 計 | 80 |

(3) 証券会社等検査の実施予定数

| | |
|-------------|-----|
| 証 券 会 社 | 95社 |
| 証券投資信託委託会社 | 4社 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 74社 |
| 計 | 173 |

(注) 上記検査実施予定数は、検査の実施状況に応じ変動することもあり得る。

2 監視委員会が述べた意見の内容

上記の基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成6年8月3日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成6検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

貴職の示された平成6検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、現下の金融経済情勢、金融機関等を取り巻く経営環境等に鑑みると、適切なものと考える。

なお、金融制度改革の進展や、最終段階を迎えた金利自由化、特に流動性預金の金利自由化が、金融機関等の経営に与える影響にも留意されたい。

また、検査の実施に当たっては、引き続きその効率化を図り、必要に応じた機動的・弾力的な検査に配意されたい。

更に、最近の金融派生商品取引等の急速な拡大に対応していく必要があり、そのための検査体制及び検査手法の充実・向上にも努められたい。

第3 検査実績及び検査結果の概要

監視委員会は、大蔵大臣より、平成6検査事務年度（以下「本事務年度」という。）における金融機関等の検査に係る検査の実施状況及び検査において把握された問題点等について、四半期毎に報告を受けた。

本事務年度における大蔵大臣からの報告の内容は、以下のとおりである。

1 検査に当たって留意した事項

- (1) 検査に当たっては、平成6検査事務年度検査基本方針による検査の重点事項を踏まえ、また、平成6年8月3日付の監視委員会の意見に留意しつつ、検査対象機関の個別の実態に応じた検査を実施した。
- (2) 金融機関等検査と外国為替検査については、原則同時検査を、証券会社検査（外国証券会社を含む。）については、原則として監視委員会と同時検査を実施した。

2 検査実績

- (1) 検査の実施状況

本事務年度において、銀行等285機関、外国為替公認銀行等71機関、証券会社等176社の検査に着手した。本事務年度において着手したものの中、本事務年度末（平成7年6月30日）までに銀行等186機関、外国為替公認銀行等47機関、証券会社等122社に対し示達書を交付し、検査が終了している（第3表参照）。

なお、前事務年度（平成5検査事務年度）において着手し、前事務年度末（6年6月30日）までに検査が終了していなかった銀行等88機関、外国為替公認銀行等23機関、証券会社等35社については、本事務年度中に全て検査が終了している。

- (2) 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度内に検査が終了した1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、金融機関等検査72人・日、外国為替検査37人・日、証券会社等検査24人・日となっている（第4表参照）。

第3表 検査実施状況

| 区分 | 検査計画 | 検査着手 | 検査終了 |
|------------------|-------|-------|-------|
| (金融機関等検査) | | | |
| 銀 行 | 60行 | 61行 | 32行 |
| 信 用 金 庫 | 231金庫 | 215金庫 | 149金庫 |
| 保 険 会 社 | 10社 | 9社 | 5社 |
| 計 | 301機関 | 285機関 | 186機関 |
| (外国為替検査) | | | |
| 外 国 為 替 公 認 銀 行 | 77行 | 65行 | 42行 |
| 商 社 等 | 3社 | 6社 | 5社 |
| 計 | 80機関 | 71機関 | 47機関 |
| (証券会社等検査) | | | |
| 証 券 会 社 | 95社 | 102社 | 59社 |
| 証券投資信託委託会社 | 4社 | 4社 | 1社 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 74社 | 70社 | 62社 |
| 計 | 173社 | 176社 | 122社 |

(注) 検査終了欄は、本事務年度末までに検査の相手先に対し示達書を交付し、検査が終了したものである。

3 検査結果の概要

(1) 金融機関等検査

① 銀行

イ 資産内容及び融資の審査管理について

バブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等により、ノンバンクや不動産業向け貸出金を中心に延滞債権が増加しており、資産内容は悪化している。また、系列ノンバンクの中には、多額の不良貸付金を抱え、今後とも金融支援を余儀なくされるものもみられる。

融資の審査管理面では、業務拡大や収益確保を優先し、また、不動産担保等に依存して審査が形式的になっていたことなどから、債務者の実態把握や資金使途、返済財源の確認等

第4表 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

| 区分 | 1検査対象当たりの延べ検査投入人員 |
|------------------|-------------------|
| 〔金融機関等検査〕 | |
| 銀 行 | 124 |
| 信 用 金 庫 | 59 |
| 保 険 会 社 | 107 |
| (平 均) | (72) |
| 〔外国為替検査〕 | |
| 外 国 為 替 公 認 銀 行 | 39 |
| 商 业 社 等 | 23 |
| (平 均) | (37) |
| 〔証券会社等検査〕 | |
| 証 券 会 社 | 39 |
| 証券投資信託委託会社 | 75 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 10 |
| (平 均) | (24) |

が不十分であった事例がみられる。なお、最近においては、審査部門と業務推進部門の分離、取引先格付制度の導入、大口与信管理の強化、不動産担保評価の見直し、研修等による人材の育成などによりその改善に努めている。

ロ 損益収支について

業務純益は、利鞘の縮小や資産不計上未収利息の増加等により、ほとんどの銀行で減益となっているが、債券売却益の増加等から増益となっている銀行もみられる。また、経常利益は、積極的な貸出金の償却等によりほとんどの銀行において減益となっている。

ハ 内部管理体制について

本部検査や臨店指導の強化、内部研修の充実、事務取扱規

程の見直し等により内部管理体制の充実に努めているが、役席者や担当者の厳正な事務取扱いに対する意識が希薄で、相互牽制も十分機能していないことなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

ニ リスク管理について

デリバティブ取引を含む市場関連取引にかかるリスク管理の重要性についての認識は浸透してきており、取引規模等に応じ、体制面の整備等に努めているところであるが、管理手法の高度化を図りつつある銀行も一部にみられるものの、総じて体制構築の緒についたところである。

② 信用金庫

イ 資産内容及び融資の審査管理について

貸出金内容は、不良貸出金の償却や回収により、改善した金庫が一部にみられるものの、大半の金庫は景気低迷を主因に悪化している。

融資の審査管理面では、本部の臨店指導や研修の実施等に努めているが、債務者との取引歴に対する過信や担保に依存した形式的な審査が多く、債務者の実態把握や事業計画の検討、分析が不十分であった事例がみられる。

ロ 損益収支について

業務純益は、利鞘の縮小や資産不計上未収利息の増加等から減益となった金庫が多くみられたが、その後、調達利回りの低下に伴う利鞘の拡大から、増益に転じている金庫が多くみられる。

また、経常利益は、貸出金の償却等から減益となっている金庫もみられるが、業務純益の増加や株式等の償却の減少から、増益となっている金庫が多い。

ハ 内部管理体制について

各種研修会の実施、本部による営業店指導などにより、内部管理体制の充実強化に努めているが、内部事務管理に対する重要性についての認識が不足していることなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

③ 保険会社

イ 資産内容及び損益収支について

資産内容は、ノンバンク向け貸付金等を中心に悪化している。

損益収支は、運用収益の減少や保険金等支払いの増加等から、経常利益は減少している。

ロ 内部事務管理体制について

業務運営の適正化に努めているものの、営業推進を優先する意識が強く、事務管理の重要性についての認識が希薄なことなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切な事例等がみられる。

(2) 外国為替検査

① 外国為替公認銀行

イ 対外取引の適法性の確認義務について

外国為替及び外国貿易管理法に規定されている対外取引の適法性についての確認義務は、海外仕向け送金にかかる確認等、一部に不十分な事例がみられるものの、おおむね適正に履行されている。

ロ 為替持高規制について

為替持高規制は、おおむね適正に遵守されている。

② 商社等

交互計算取引の処理等は、おおむね適正に行われている。

(3) 証券会社等検査

① 証券会社

イ 損益収支等について

損益収支は、一時株式市況の持ち直しもあり、営業収支の赤字が縮小したが、その後、市況低迷による受入手数料の減少から、再び悪化に転じているところが多くみられる。

ロ 財産状況等について

総資産は、信用取引貸付金が大幅に減少していること等から、総じて減少している。純財産額も当期純損失の計上が続いたことなどから総じて減少している。

このような状況の下で、自己資本規制比率については、一部の会社で低下しているものの、多くの会社において上昇しており、総じて基準を達成している。

ハ 内部管理体制について

内部管理責任者の配置等内部管理体制の充実に努めているものの、事務管理に対する重要性についての認識が不足していることなどから、信用取引保証金の預託不足や維持率不足、有価証券預り証の未発行や未回収などがみられる。

② 証券投資信託委託会社

イ 財産経理について

純資産総額は、株式市況の低迷を受けて減少傾向にあったが、公社債型投資信託の設定等により増加傾向にある。

委託者報酬は、株式型投資信託の新規設定額の減少や解約の増加により減少している会社もみられるが、公社債型投資信託の設定が好調なことから増加している会社もみられる。

ロ 内部管理体制について

注文内容の審査や運用結果に対する事後審査が十分に行わ

れておらず、内部管理体制は不十分なものとなっている。

③ 投資顧問業者

株式市況の低迷により契約資産が減少し、投資顧問料収入が減少となっている業者もみられるが、積極的な顧客開拓による契約件数の増加等により增收となっている業者もみられる。

業務の運営面では、法令の理解不足などにより、事務の不備や不適切なものがみられる。